# 5 高齢者に相応しい住まいの確保

## (1)養護老人ホーム

#### (現状と課題)

- 養護老人ホームは、65 歳以上で環境上の理由及び経済的理由により居宅に おいて養護を受けることが困難な方が市町村長の措置により入所し、その方 が自立した日常生活を営み、社会的活動に参加するために必要な指導及び訓 練その他の援助を行う施設です。
- 養護老人ホームの入所者は、介護保険の居宅サービスの利用が可能となっています。(養護老人ホームの居室は、介護保険における「居宅」とされています。)
- 県内の施設数は21施設、定員数は1,300人で、入居率は88.9%となっており、このうち、外部サービス利用型特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設数は12施設、定員数は820人(平成26(2014)年10月1日現在)となっています。

#### 特定施設入居者生活介護とは

指定を受けた特定施設に入居している要介護(要支援)の方を対象として行われる、 日常生活上の世話、機能訓練、療養上の世話のことであり、介護保険の対象となりま す。

介護保険法上の「特定施設」とは、老人福祉法に規定する養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームです。

#### 外部サービス利用型特定施設入居者生活介護とは

介護保険におけるサービス類型のひとつです。

サービス計画の作成、利用者の安否の確認、利用者の生活相談等の基本サービスは施設で行われます。

サービス計画に基づく入浴、排せつ、食事等の介護その他日常生活上の世話は施設が 外部の指定居宅サービス事業者に委託して行われます。

- 養護老人ホームは、「住まい」と「生活支援」の役割を担っています。養護 老人ホームが本来の機能である入退所者の自立支援・相談援助の役割を果た せるよう助言等の支援を行います。
- 老朽化した養護老人ホームについては、緊急度を勘案のうえ改修又は改築について、「老人保健福祉施設整備費補助金」により整備を進めます。

## (2) 軽費老人ホーム

#### (現状と課題)

- 軽費老人ホームは、身体機能の低下等により自立した日常生活を営むことに ついて不安があると認められる方であって、家族による援助を受けることが 困難な高齢者に対して、低額な料金で日常生活上必要な便宜を提供する施設 です。
- 軽費老人ホームの入所者は、介護保険の居宅サービスの利用が可能となっています。(軽費老人ホームの居室は、介護保険における「居宅」とされています。)
- 県内の施設数は 36 施設、定員数は 1,525 人で、入所率は 91.4% となっており、このうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けた施設は、7 施設、定員数は 290 人(平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在)となっています。
- 軽費老人ホームについては、ケアハウス、A型、B型の3類型が規定されていますが、平成20(2008)年以降はケアハウスに一元していく観点から、A型及びB型については、経過的軽費老人ホームとされ、建て替えまでの間、従来の制度が適用されています。

表3-5-1 軽費老人ホームの類型

類型	入所者		
			ケアハウス
ことについて不安があると認められる方で、家族に	31		
よる援助を受けることが困難な方			
軽費老人ホームA型	高齢等のため独立して生活するには不安が認めら	4	
	れる方		
経費老人ホームB型 自炊は出来るが身体機能の低下等が認められる方		1	

表3-5-2 軽費老人ホーム施設数(老人福祉圏域別)

老人福祉圏域	ケアハウス	軽費老人ホーム	軽費老人ホーム	施設数	定員
		A型	B型		(人)
北勢	10	1	1	12	570
中勢伊賀	11	1	0	12	460
南勢志摩	8	1	0	9	380
東紀州	2	1	0	3	115
合計	31	4	1	36	1525

#### (県の取組)

- ケアハウス及びA型については、低額な料金で入所できる施設であることが 基本方針であり、地域包括ケアシステムにおいて選ばれる住まいとしてその 機能を発揮するために、施設の運営費に対して低所得者が負担すべき経費の 一部についての県からの補助を継続します。
- 県内におけるケアハウスの定員数に対する入所率は 91.4%となっており一 定の整備率が確保できているため、第6期介護保険事業支援計画においては、 新規の整備は行わないこととします。

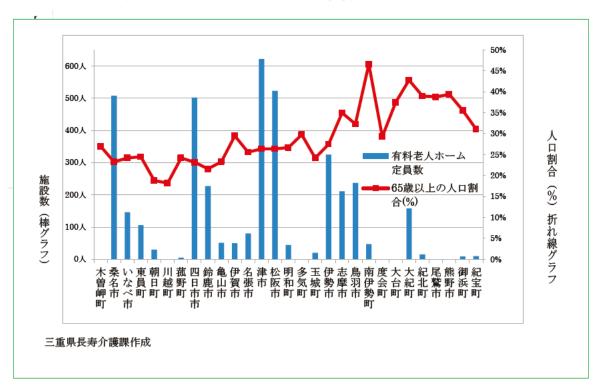
### (3) 有料老人ホーム

### (現状と課題)

- 有料老人ホームは、高齢者を入居させ、入浴等の介護、食事の提供その他の日常生活上の必要な便宜を供与する施設であり、県内の施設数は 149 施設、定員数は 4,027 人(平成 26 (2014)年10月1日現在)、入居率は81.3%(平成25 (2013)年7月1日現在)となっています。このうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けた有料老人ホームは25 施設、定員数は1,129人となっています。
- 入居者の要介護状態区分の状況は、自立者(2.7%)、要支援者(6.5%)、要介護者(90.8%)となっており、このうち、要介護3から5の方の割合が54.8%と、全国調査(40.4%)と比べてより重度の方を受け入れている傾向にあります。
- 介護保険サービス事業所を併設している住宅型有料老人ホームは 114 施設で、主な提供サービスは通所介護、訪問介護となっており、全体の 54.1% を占めています。
- 入居者の重度化や、一部ではあるものの運営主体の介護への理解の乏しさ もあり、知識・資格のないまま喀痰吸引等の医療行為が行われるなど、サ ービスの質の確保が懸念されます。
- 入居者や入居者の家族等からの苦情・相談も多く、なかには虐待を疑うようなケースもあり、適正なサービス提供を確保する必要があります。
- 平成 24 (2012) 年 4 月 1 日の改正老人福祉法により権利金その他の金品の 受領が禁止されており、平成 24 (2012) 年 4 月 1 日の前日までに届出がな されている有料老人ホームについては、経過措置が設けられていますが、 平成 27 (2015) 年 4 月 1 日以降は当該経過措置が適用されなくなります。
- 県内の未届有料老人ホームは、平成 22 (2010) 年度に行った実態把握調査 では 53 施設ありましたが、平成 26 (2014) 年 10 月 1 日現在では 4 施設と なっており、これらの施設に対し届出の指導を行っています。

- 利用者が安心して入居できるよう、施設に関する情報提供に努めるとともに、介護保険サービスの提供や、医療行為を行う場合もあることから、県福祉監査課や保健所、また、虐待等の疑いがある場合は市町等関係機関と連携をとり、施設に対する指導・助言を行い、サービスの質の確保を支援します。
- 権利金、その他の金品の受領の禁止について、改正老人福祉法において経 過措置の対象であった有料老人ホーム、及び新規の届出を行う有料老人ホ ームについては事前協議時等に制度の説明・指導を行います。
- 現在、未届となっている施設に対し指導を継続するとともに、未届で施設 を運営しているとの情報があった場合は、現地調査を行い、有料老人ホームに該当する場合は届出の徹底を図ります。

# 図3-5-3 有料老人ホーム 市町別の定員数



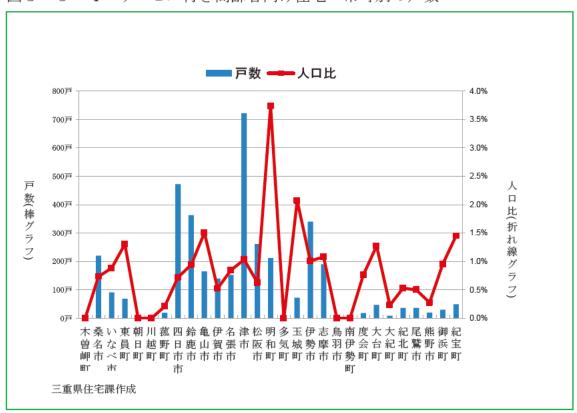
### (4) サービス付き高齢者向け住宅

#### (現状と課題)

- サービス付き高齢者向け住宅とは、安否確認・生活相談サービス等を提供する、高齢者を入居対象とした住宅であり、県内全体では130棟・3,734戸が登録されています(平成26(2014)年12月31日現在)。また、入居開始した住宅の平均入居率は約72%となっています(平成25(2013)年12月31日現在)。このうち、特定施設入居者生活介護の指定を受けた住宅は、7棟、定員数は400人となっています。
- サービス付き高齢者向け住宅の特徴は、「住宅」としてふさわしい居室の面積や設備を備える点、比較的低額な初期費用で入居できる点、すべての住宅についてインターネットによる情報開示がされている点があげられます。また、介護保険やその他生活支援のサービスは、入居者が必要に応じて利用することになります。そのため、提供されるサービス、対応可能な入居者の状況(病状や要介護度等)は、建物ごとに大きく異なります。
- 国の補助金や税の優遇等の効果もあり、制度開始後3年ほどの間に全国で約16万6千戸、本県でも3,700戸を超える住宅が登録され、今後も増え続けるものと予想されます。
- サービス付き高齢者向け住宅の整備は基本的に民間事業者に委ねられているため、地方公共団体における地域包括ケア、コンパクトシティ化等の取組との整合が課題となってきています。
- 介護保険法の改正に伴い、平成 27(2015)年4月1日以降にサービス付き高齢者向け住宅に入居した者から、住所地特例(介護費用の負担者が旧住所地の保険者となる特例)の対象となります。

- 高齢者が住み慣れた地域で、多様なニーズに対応できる住まいを選択できるとともに、安全に安心して暮らすことができるよう、住まいをお探しの方に対する情報提供、事業実施を検討する方への相談対応を行います。
- 県と市町の福祉部局・住宅部局が連携しながら、事業を開始した事業者に対して、書面および立入検査等による指導・助言を行い、適切な事業運営・質の高いサービスが行われるよう支援します。

図3-5-4 サービス付き高齢者向け住宅 市町別の戸数



- ・ 建物数・戸数は平成26年12月31日現在。建設中の住宅を含みます。
- ・ 高齢者人口は平成22年国勢調査の値、高齢者とは65歳以上の人口(年齢不明は除く)です。
- 人口比とは、登録戸数を高齢者数で除した値のことです。
- 有料老人ホーム、介護保険施設等を含まない数値であり、<u>高齢者の住まいの総合的な過不足を表し</u>たものではありません。